

循環型社会への挑戦

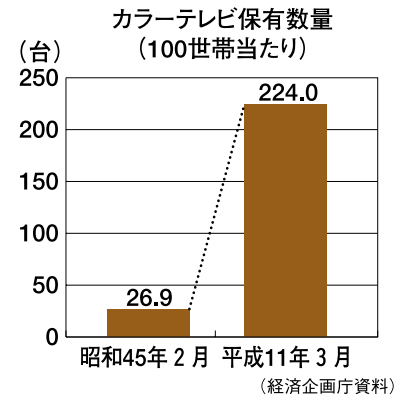
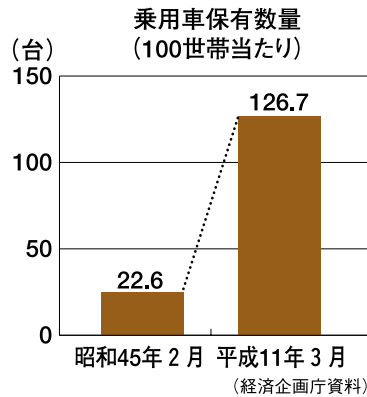
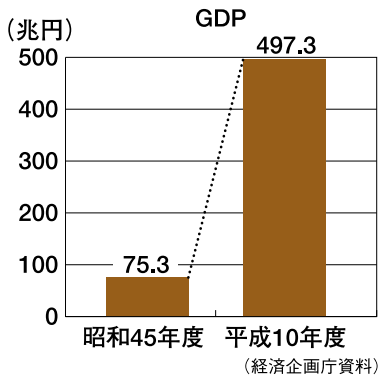
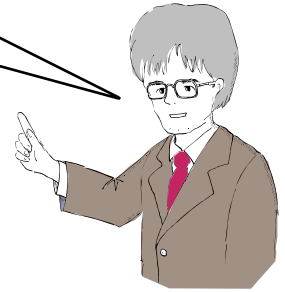
—循環型社会形成推進基本法が制定されました—



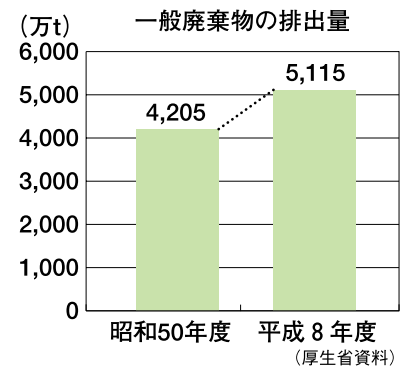
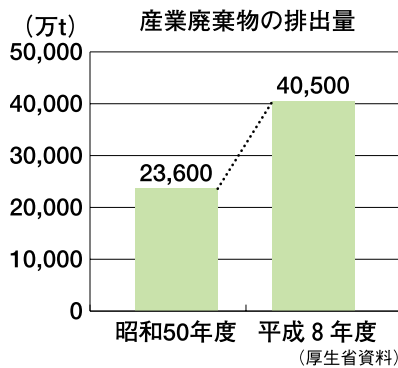
環 境 庁

「2000年」は、循環型社会への挑戦の「元年」です

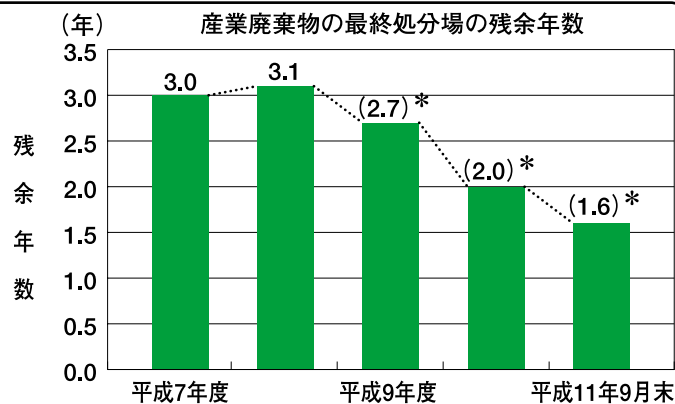
20世紀を通じ、私たちは、豊かな生活を送ってきました。それを支えたのは、大量生産・大量消費・大量廃棄システムでした。



でも、その豊かさとは裏腹に、大量のゴミが排出されてきたんだ。



あと少しでゴミを処分する場所は満杯になってしまうんだ。



このままでは、日本はゴミであふれてしまいかねませんね。



だから、今からすぐに取り組まなければなりません。

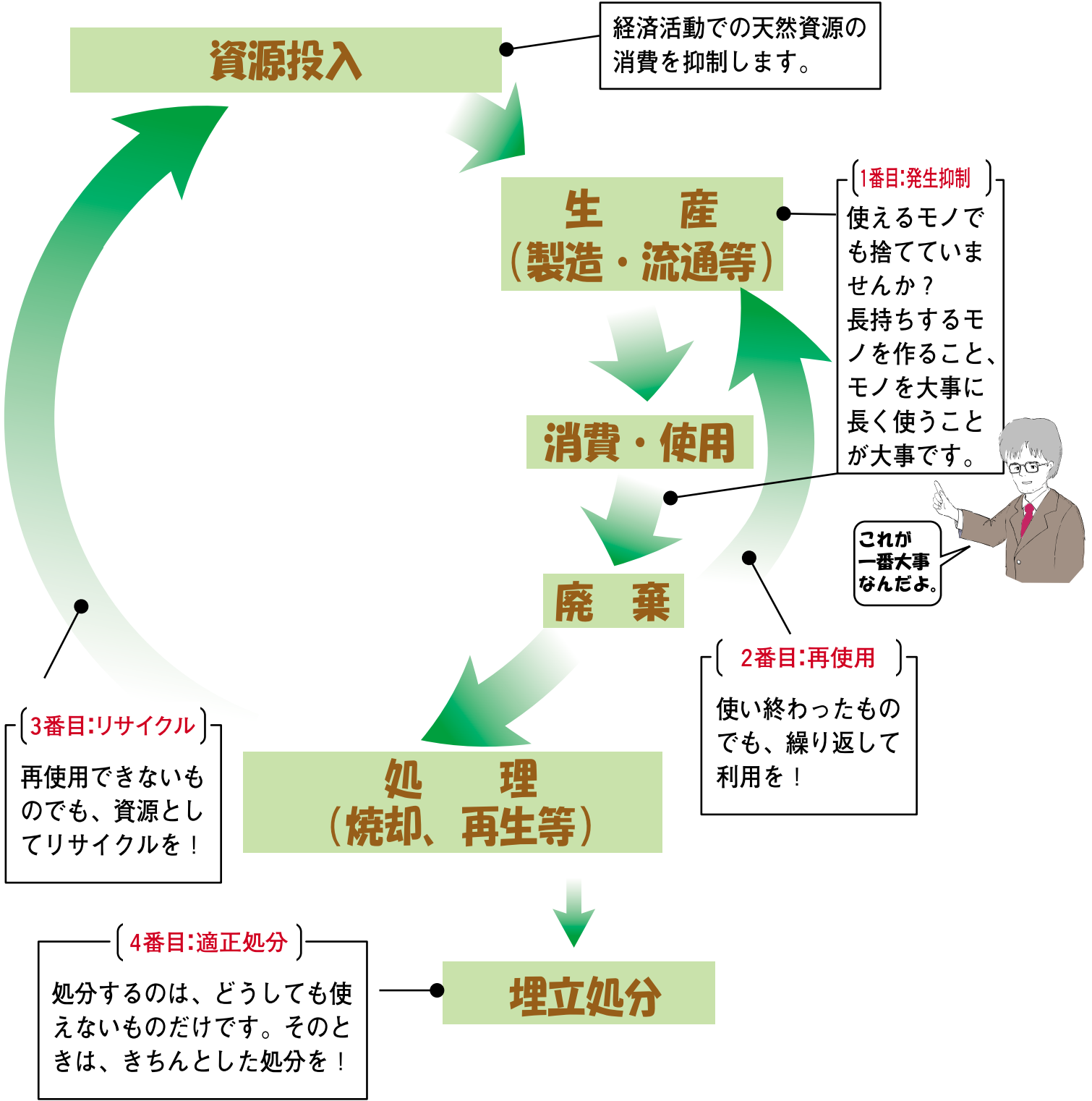
一方通行型の社会から「循環型社会」へ

循環型社会

今、求められているのは、ライフスタイルや経済活動を早急に見直し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会の追求です。

今すぐ、始めましょう、次のこと。

- ①何よりも「ゴミを出さない」こと
- ②出ってしまったゴミは「できるだけ資源として使う」こと
- ③どうしても使えないゴミは「きちんと処分する」こと



21世紀の日本を「循環型社会」に変えていくため、平成12年5月に「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。

循環型社会形成推進基本法のポイント

この基本法は、廃棄物対策とリサイクル対策を、総合的・計画的に推進するものです。

○**ゴミの処理やリサイクルの取組の優先順位を初めて法律で決めました。**

ゴミの処理やリサイクルは、どういう順序で取り組んだらいいのか？

① 1番目は、出てくるゴミをできるだけ減らすことです

例えば ・頑丈な製品を作り、これをなるべく長く使用する。
・商品を買うときは、包装が簡素なものを選ぶ。

② 2番目は、不要になった物は、できるだけ繰り返し使うことです

例えば ・ビール瓶は、酒屋さんに返す。
・古着などは、フリーマーケットに出す。

③ 3番目は、繰り返し使えない物は、資源としてリサイクルすることです

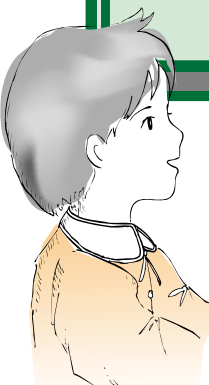
例えば ・ゴミは、分別して出す。
・不要になったテレビや冷蔵庫は、電気屋さんに渡す。

④ 4番目は、資源として使えない物は、燃やしてその熱を利用することです


例えば ・ゴミを燃やした時に出る熱を発電や温水プールに利用する。

⑤ 最後は、どうしても捨てるしかない物は、環境を汚さないようにきちんと処分することです

例えば ・ダイオキシン類などが発生しないように適切に燃やす。
・ゴミの埋立ては、周囲の環境に影響がないように行う。



環境のことを考えたら、ゴミをどうしたらいいかにも、順番があるんですね。



ゴミは繰り返し使ったり、リサイクルしたりできる有用なものなんだ。


○「排出者責任」と「拡大生産者責任」がキーワードです。その具体化を進めます。

排出者責任 ゴミを捨てる人が、捨てるようとするゴミのリサイクルや処分に責任をもつこと。


- 例えば、○ゴミをきちんと分別すること
- 事業者が自分のゴミのリサイクル・処理を自ら行うこと

拡大生産者責任 モノを作る人や販売する人が、そのモノがゴミになった後まで一定の責任を負うこと。

- 例えば、○リサイクル・処理しやすいように設計や材質を工夫すること
- リサイクル・処理しやすいように材質等を表示すること
- ゴミになったモノの特性に応じてその引取り・リサイクルを実施する



この考え方をどう具体化していくかが、これからの課題なんだよ。




ゴミを捨てる人の責任と、モノを作る人の責任がはっきりと書いてあるのですね。

○基本計画を策定し、みんなで一体となって循環型社会づくりを進めます。

中央環境審議会から、基本計画の具体的指針と基本計画の案について意見を聴きます。
広く国民の意見を聴きます。

↓
循環型社会形成推進基本計画を策定します。
おおむね5年ごとに基本計画を見直します。

↓
みんなが一体となって循環型社会づくりを進めます。



循環型社会づくりは、みんなが主人公になるものだから、みんなで知恵をだしあって、良い計画を作っていかなければね。

○このほか、循環型社会づくりのために国が実施する施策を明らかにしています。

- ゴミの発生抑制のための措置
- ゴミの適正処分を確保するための規制等の措置
- ゴミ処理施設の整備等による公害の発生の防止のための措置
- 再生品の使用の促進のための措置
- 不法投棄等により環境保全上の支障が生ずる場合の原状回復等の措置 など

合わせて廃棄物処理法の改正など 5つの個別の法律も整備されました

「循環型社会形成推進基本法」に合わせて、これら法律を一体的に運用することにより、循環型社会の形成に向けて実効ある取組を進めていきます。

環境基本法

循環型社会形成推進基本法 (基本的枠組み法)

廃棄物処理法

(改正)

資源有効利用促進法

(整備)

容器包装リサイクル法

(既制定)

家電リサイクル法

(既制定)

建設リサイクル法

(新規制定)

食品リサイクル法

(新規制定)

グリーン購入法

(新規制定)

ゴミの発生抑制と適正なりサイクルや処分を確保。

ゴミの発生抑制、リユース、リサイクルを促進。

容器包装の製造・利用事業者などに、分別収集された容器包装のリサイクルを義務づけ。

家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収・リサイクルを義務づけ。

建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務づけ。

食品の製造・販売事業者、レストランなどに、食品残さの発生抑制やリサイクルなどを義務づけ。

国等が率先して再生品などの調達を推進。

基本法とともに制定・改正された法律のポイント

廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)の改正

- 都道府県などが安全・適正な廃棄物の処理施設を整備するための枠組みづくり
- 排出事業者（ゴミを捨てる事業者）の責任の強化
- 野外焼却の禁止 など

資源の有効な利用の促進に関する法律（再生資源利用促進法の改正）

- 製品の省資源化、長寿命化などによる廃棄物の発生抑制（リデュース）を導入
- 部品等の再利用（リユース）対策を導入
- 副産物の発生抑制対策とリサイクル対策に、事業者自身が計画的に取り組むことを義務付け
- 事業者に製品の回収・リサイクルを義務付け など

建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

- 建築物の解体工事などの発注者に、都道府県知事への届出を義務付け
- 建築物の解体工事などの受注者に、次のことを義務付け
 - ①特定建設資材（コンクリートや木材など）の分別解体など
 - ②特定建設資材の再資源化など
- 解体工事などの受注者に対する都道府県知事による助言、勧告、命令
- 解体工事業者の都道府県知事への登録 など

食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

- 食品残さの発生抑制やリサイクルなどについて、食品関連事業者（食品の製造・販売事業者やレストランなど）の取組に係る判断基準を国が策定
- 食品関連事業者は、判断基準に従い、リサイクルなどを推進
- 再生利用事業者などへの登録制度を設け、肥料化、飼料化などを促進 など

グリーン購入法(国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律)

- 国などが、再生品などの環境にやさしい物品（環境物品）の調達を調達方針に基づき、率的に推進
- グリーン購入に役立つ情報の提供を推進 など

皆 さん へ

21世紀は、これまでの「使い捨て」の社会に別れを告げる世紀です。
それは、地球からいただいた大切な資源を上手に使う「循環型社会」の
形成に取り組む世紀なのです。

そして、2000年は、循環型社会への挑戦の「元年」です。

今、私たちは、ゴミ問題に直面しています。

それはモノに富み、便利で豊かな現代社会とちょうどコインの裏表の関係に
ある問題です。

この問題への取組は、大量生産・大量消費・大量廃棄という経済活動・
ライフスタイルの見直しにほかなりません。

私たちには、祖先から引き継いできた環境を良好なまま将来の世代に確
実に引き継いで行く責務があります。

このため、循環型社会の形成に向けた取組の基本的枠組みとして「循環
型社会形成推進基本法」が制定されました。

何よりも「ゴミを出さない」こと

出たゴミは「できるだけ資源として使う」こと

どうしても使えないゴミは「きちんと処分する」こと

この3つが、この基本法に定められた、皆さんへの基本的なメッセージです。

循環型社会への取組は、明日からでは遅いのです。

今日から、みんなで、その取組を始めましょう。

平成12年6月

編集／環境庁水質保全局企画課

環境庁ホームページ／<http://www.eic.or.jp/eanet/>



このパンフレットは古紙配合率100%再生紙を使用しています。